

平成 31 年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

稲城市監査委員

(写)

稲 監 第 353 号

令和 2 年 8 月 19 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 軍 司 信 一

稲城市監査委員 坂田たけふみ

平成 31 年度健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成 31 年度 健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

平成 31 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

令和 2 年 7 月 17 日から令和 2 年 8 月 18 日まで

3 審査の手続

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	平成 31 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	非該当 (△ 5.54)	12.62	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△12.42)	17.62	30.00
実質公債費比率	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	32.8	350.0	

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

1 実質赤字比率について

平成31年度の一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字額はなかった。

2 連結実質赤字比率について

平成31年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び地方公営企業会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字額はなかった。

3 実質公債費比率について

平成29年度から平成31年度までの3か年平均の実質公債費比率は2.9%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっていた。

4 将来負担比率について

平成31年度の将来負担比率は32.8%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっていた。

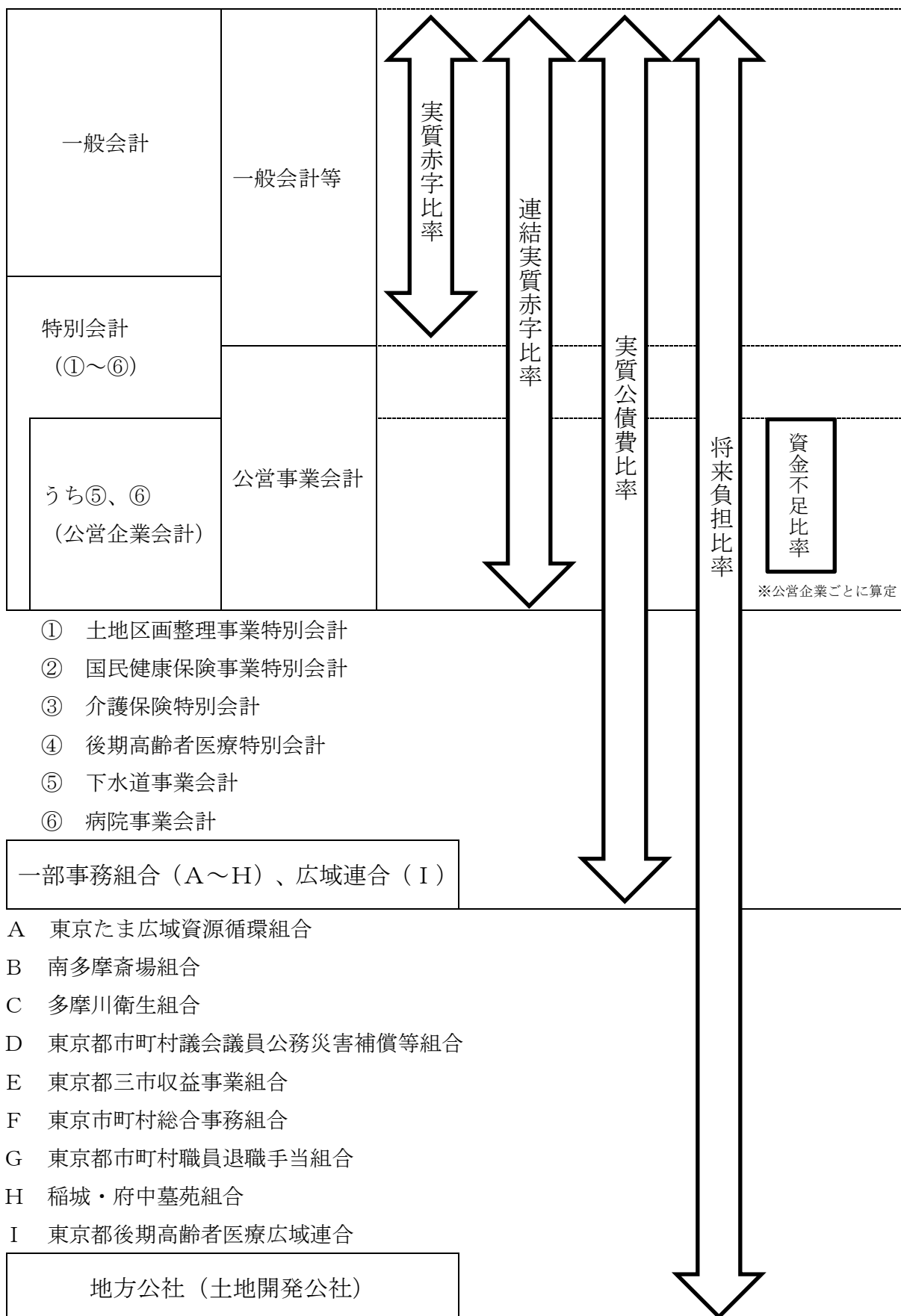
第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

<参考>

1 健全化判断比率等の対象会計について



2 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 連結実質赤字比率

公立病院、下水道その他の地方公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3か年平均)} \\ \text{標準財政規模 - (元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

5 将来負担比率

地方公共団体の現在抱えている借入金（地方債）その他の負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

(写)

稲監第 353-2 号

令和 2 年 8 月 19 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 軍司信一

稲城市監査委員 坂田たけふみ

平成 31 年度資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成 31 年度 資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

平成 31 年度資金不足比率（稲城市病院事業会計資金不足比率及び稲城市下水道事業会計資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

令和 2 年 7 月 17 日から令和 2 年 8 月 18 日まで

3 審査の手続

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	平成 31 年度	経営健全化基準
稲 城 市 病 院 事 業 会 計 資 金 不 足 比 率	非該当 (△16.0)	20.0
稲 城 市 下 水 道 事 業 会 計 資 金 不 足 比 率	非該当 (△2.8)	20.0

備考：資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

1 病院事業会計の資金不足比率

平成31年度病院事業会計の資金不足額はなかった。

2 下水道事業会計の資金不足比率

平成31年度下水道事業会計の資金不足額はなかった。

第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の病院事業会計及び下水道事業会計において資金不足は生じておらず、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。また、病院事業会計においては、受診状況の変化が資金剰余額に及ぼす影響を注視する必要がある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

<参考>

資金不足比率

公立病院、下水道その他の地方公営企業の資金不足の大きさを、その地方公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したもの。

【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$